

安城市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 9 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 7 1 号

安城市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

安城市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 6 2 年安城市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 1 6 条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和 2 3 年法律第 1 6 8 号）第 5 6 条第 3 項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている場合、改正後の第 2 条第 1 号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。